

「かみかわの農業」Instagram 運営要領

(目的)

第1 この要領は、北海道上川総合振興局産業振興部農務課（以下「運営者」という。）が、「Instagram」を利用して行う上川の農業の魅力を発信する投稿、情報発信に関して必要な事項について定める。

(投稿内容)

第2 運営者はInstagramを活用して、公表・公開を前提とする次の情報発信を行う。

(1) 上川管内の農業の魅力発信に関する情報

ただし、不当に民間の競争を阻害するなど、運営者が発信する情報として不適切と認められるものを除く。

(2) イベント情報等、道政に関する情報

(3) その他運営者が適当と認めた情報

2 前項の情報発信は、総合政策部情報統計局情報政策課（以下「情報政策課」という。）が定める「北海道ソーシャルメディア利用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に十分留意して行うものとする。

(投稿手続き)

第3 運営者は、あらかじめInstagramに投稿できる担当者（以下「投稿者」という。）を登録するものとする。

2 投稿者は次に掲げる事項を確認した上で投稿しなければならない。

(1) 事前に北海道上川総合振興局産業振興部農務課長の承認を得た上で投稿すること。

(2) 記事内にホームページアドレスのリンク先を設定する場合は、次の条件を満たすこと。

ア 投稿内容に関係するものであること。

イ リンク先の内容が公序良俗に反しないものであること。

ウ リンクの相手方に事前に了解を得ているものであること。

(セキュリティ対策について)

第4 運営者は、公式アカウントにログインするためのIDやパスワードなどの利用者情報を、投稿者以外の者に知られることのないよう適切に管理するとともに、定期的に、また投稿者に異動があった場合などは随時にパスワードを変更するなど、その管理に細心の注意を払うものとする。

2 運営者及び投稿者は、道のセキュリティポリシーを遵守し、Instagramを運営・利用するものとする。

(外部対応について)

第5 Instagramの運用に関する考え方を明示するため、運用ポリシーを策定する。

2 投稿した記事に対するコメントに対する返信は行わない。

3 記事に対する誹謗中傷等が寄せられ、又はネット上などで発見した場合は、運営者は、その対応にあたりるとともに、個人的な誹謗中傷又は公序良俗に反する投稿については、削除などの必要な措置を講ずるものとする。

4 その他Instagramの運用を通じてトラブルが発生した場合は、ガイドラインの5（トラブルが発生した場合の対応例）に基づき、誤解を招くことのないよう、冷静かつ適時に対応するものとする。

(その他)

第6 運営者におけるInstagramの利用に関して、この要領に定めのないものについては、ガイドラインによるものとする

附 則

この要領は令和6年11月29日から施行する。